

議案第57号

四條畷市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり四條畷市介護保険条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月19日 提出

四條畷市長 東 修 平

提案理由

くすのき広域連合の解散に伴い、本市において令和6年度以降の介護保険事業を単独実施するために、介護保険料及びその賦課徴収等に関することを定める必要があるため、本案を提案した。

四條畷市介護保険条例の一部を改正する条例

四條畷市介護保険条例（令和5年条例第10号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 四條畷市が行う介護保険（第1条）

第2章 介護認定審査会（第2条・第3条）

第3章 保険料（第4条—第12条）

第4章 罰則（第13条—第17条）

第5章 雑則（第18条）

附則

第1章 四條畷市が行う介護保険

第1条の次に次の章名を付する。

第2章 介護認定審査会

本則に次の3章を加える。

第3章 保険料

（保険料率）

第4条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1） 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条

第1項第1号に掲げる者 39,088円

（2） 令第39条第1項第2号に掲げる者 58,846円

（3） 令第39条第1項第3号に掲げる者 59,276円

（4） 令第39条第1項第4号に掲げる者 77,317円

（5） 令第39条第1項第5号に掲げる者 85,908円

（6） 次のいずれかに該当する者 103,089円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条

の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば同法第2条に規定する保護(以下「保護」という。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ若しくは第15号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 111,680円

ア 合計所得金額が120万円以上210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ若しくは第15号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 128,862円

ア 合計所得金額が210万円以上320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ若しくは第15号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 146,043円

ア 合計所得金額が320万円以上420万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ若しくは第15号イに該当する者を除く。)

- (10) 次のいずれかに該当する者 163, 225円
- ア 合計所得金額が420万円以上520万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは第12号イ、第13号イ、第14号イ若しくは第15号イに該当する者を除く。）
- (11) 次のいずれかに該当する者 180, 406円
- ア 合計所得金額が520万円以上620万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第13号イ、第14号イ若しくは第15号イに該当する者を除く。）
- (12) 次のいずれかに該当する者 197, 588円
- ア 合計所得金額が620万円以上720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第14号イ若しくは第15号イに該当する者を除く。）
- (13) 次のいずれかに該当する者 206, 179円
- ア 合計所得金額が720万円以上820万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは第15号イに該当する者を除く。）
- (14) 次のいずれかに該当する者 214, 770円
- ア 合計所得金額が820万円以上920万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 223, 360円

ア 合計所得金額が920万円以上1000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(16) 前各号のいずれにも該当しない者 231, 951円

2 前項第1号から第3号までに掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同項第1号から第3号までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる第1号被保険者 24, 483円

(2) 前項第2号に掲げる第1号被保険者 41, 665円

(3) 前項第3号に掲げる第1号被保険者 58, 846円

(普通徴収に係る納期等)

第5条 普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。

(1) 第1期 7月1日から同月末日まで

(2) 第2期 8月1日から同月末日まで

(3) 第3期 9月1日から同月末日まで

(4) 第4期 10月1日から同月末日まで

(5) 第5期 11月1日から同月末日まで

(6) 第6期 12月1日から同月25日まで

(7) 第7期 1月1日から同月末日まで

(8) 第8期 2月1日から同月末日まで

(9) 第9期 3月1日から同月末日まで

2 前項に規定する納期の末日が民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する休日又は土曜日に当たるときは、同項の規定にかかわらず、これらの日の翌日をもその納期の末

日とする。

- 3 前2項に規定する納期により難い第1号被保険者に係る納期及び各納期の納付額は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第1号被保険者又はその連帯納付義務者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第132条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。第7条において同じ。）に対し、その納期及び各納期の納付額を通知しなければならない。
- 4 納期ごとの分割金額に10円未満の端数があるとき、又はその分割金額が10円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、全て最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

第6条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもって行う。
- 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イの(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第4条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ若しくは第15号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号まで及び第4条第6号から第15号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。
- 4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

（保険料の額の通知）

第7条 保険料の額が定まったときは、市長は、速やかに、これを第1号被保険者又はその連帯納付義務者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とす

る。

(保険料の督促手数料)

第8条 市長は、督促状を発した場合には、督促状1通について、50円の手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、これを徴収しないことができる。

(延滞金)

第9条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「納付義務者」という。）は、納期限後にその保険料を納付する場合において、当該納付金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該納付金額につき年14.6パーセント（納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 市長は、納付義務者が納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合には、第1項の延滞金を減免することができる。

(保険料の徴収猶予)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間（その期間を延長することにつきやむを得ない理由があると市長が認める場合には、その者の申請に基づき市長が定める相当の期間）に限って徴収猶予することができる。

(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者（以下「生計維持者」という。）が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計維持者が死亡したこと、又は第1号被保険者の属する世帯の生計維持者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したこと

により、当該生計維持者の収入が著しく減少したこと。

(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計維持者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計維持者の収入が、干ばつ、冷害等による農作物の不作その他これに類する理由により著しく減少したこと。

(5) 前各号に掲げる事実に類する事実があったこと。

2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計維持者の氏名、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

(2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 徴収猶予を受けようとする理由

（保険料の減免）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。

(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計維持者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計維持者が死亡したこと、又は第1号被保険者の属する世帯の生計維持者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、当該生計維持者の収入が著しく減少したこと。

(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計維持者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計維持者の収入が、干ばつ、冷害等による農作物の不作その他これに類する理由により著しく減少したこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めること。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出

しなければならない。

(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計維持者の氏名、住所及び個人番号

(2) 減免を受けようとする保険料の額

(3) 減免を受けようとする理由

3 第1項の規定による保険料の減免は、前項の規定による保険料の減免申請のあった日の属する月分に係る保険料から行うものとする。

4 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(保険料に関する申告)

第12条 第1号被保険者は、毎年4月15日まで（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、第1号被保険者本人の所得状況及び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町民税の課税者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

第4章 罰則

第13条 第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をせず（同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）、又は虚偽の届出をしたときは、100,000円以下の過料に処する。

第14条 法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者は、100,000円以下の過料に処する。

第15条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料に処する。

第16条 偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金（法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

第17条 第13条から前条までの過料の額は、情状により、市長が定める。

2 第13条から前条までの過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発行の日から起算して10日以上を経過した日とする。

第5章 雑則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則に次の3項を加える。

(くすのき広域連合の解散に伴う経過措置)

4 令和5年度以前の年度分の保険料であって四條畷市が徴収すべきものについては、失効前のくすのき広域連合介護保険条例（平成12年くすのき広域連合条例第4号。次項において「旧広域連合条例」という。）の例による。

5 旧広域連合条例第13条第1項の規定により保険料の減免を受けた者で、当該減免の期間が令和6年4月1日以降に及ぶものについての第11条第4項の規定の適用については、同項中「第1項」とあるのは「失効前のくすのき広域連合介護保険条例（平成12年くすのき広域連合条例第4号）第13条第1項」とする。

(延滞金の割合の特例)

6 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。